佐倉市補助金検討委員会意見書(イメージ)

I はじめに

1. 佐倉市補助金検討委員会の経緯

佐倉市における補助金及び交付金(以下「補助金等」といいます。)の見直しは、平成8年度、新行財政改革システム推進大綱により、平成15年度末までに全ての補助金を白紙検討することから始まり、全ての団体補助金の一律10%削減等が実施されました。

また、平成15年度には、第三者機関として補助金等検討委員会が設置され、3年間にわたり、 補助事業の検討・評価が行われました。それらに基づいて、平成18年、現行の補助金等交付基 準が策定されています。

そして、平成20年度には行政活動成果評価懇話会による見直しが実施され、現状と課題、今後のあり方などについての提言がなされ、その3年後の平成23年度には、やはり補助金等検討委員会が設置され、個別補助金の評価及び補助金等交付基準の見直しが実施され現在に至るものです。

2. 今回の補助金見直しの視点など

平成23年度に設置された補助金検討委員会においては、すべての補助金についてチェックシートを利用した検証作業が行われ、そこで浮き彫りになった補助金の現状と課題について整理し、最終的に完成した意見書の中では、個別の補助金について問題点や見直すべき方向性について具体な指摘がありました。

また、補助金の今後のあり方についても提言がなされ、その中で意見として出された「参加率の低い補助事業については、参加率の向上が必要である」、「交付実績が無いものは、原因を分析し、意義が薄れているものは、廃止を含めた見直しが必要である」、「目標値の設定は、適正かつ厳正な値となるよう十分に検討すべき」などの着眼点は、引き続き指針とすべきものであると考えられます。

今回の委員会においては、前回の提言に対して、市においてどのような対応が図られたかという視点で検証を開始しました。その結果として、改めて見えてきた課題については、次の章において述べることとします。

Ⅱ 補助金の現状と課題

全ての補助金について、書類審査に加え、時間の許す限り所管部署へのピアリングを実施し、中 身を検証していく中で、以下のような課題が見えてきました。

1. 前回の提言の関連事項

- ①参加率・加入率の低いものが見受けられます。補助金の公益性を高めるため、加入率を上げる必要があります。
- ②発足から長期経過したものについては、改めて意義の見直しを行うべきものが見受けられます。
- ③交付実績がなく、必要性について検証すべきものが見受けられます。
- ④目標値が、適切に設定されているとは判断できないものが見受けられます。
- ⑤金額の根拠が明確でないものが見受けられます。また、少額の補助金について、再検証が必要であるものが見受けられます。

2. 今回の委員会審議によるもの

①補助対象経費として食糧費が含まれている補助金がありますが、これは無制限に対象経費と すべきではなく、一定の基準が必要であると思われます。

Ⅲ 補助金等に対する意見

1. 個別の補助金に関するもの

個別の補助金について書類審査を進める中で、課題があるもの、または課題の有無を確認する 必要があると判断したものについては、所管部署へのヒアリングを実施しました。 その結果を踏まえ、以下のとおり提言します。

No.1	議員厚生事業補助金
No.2	政務活動費
No.3	佐倉市役所職員共済会補助金
No.4	佐倉交通安全協会佐倉市支部長連絡協議会補助金
No.5	佐倉市交通安全母の会事業補助金
No.8	佐倉市自主防災組織活動助成金
No.9	災害見舞金
No.16	5 佐倉市自治会・町内会等連合協議会交付金
No.18	3 佐倉市地域まちづくり協議会事業交付金

No.20	市民提案型協働事業助成金
No.23	佐倉市民生委員児童委員協議会交付金
No.25	佐倉市社会福祉協議会事業推進費補助金(人件費分)
No.28	佐倉市社会福祉施設整備事業資金利子補給補助金
No.33	本人活動支援事業補助金
No.37	佐倉市シルバー人材センター補助金
No.43	認可外保育施設運営費等補助金
No. 54	佐倉市生ごみ減量化促進事業補助金
No FO	農業近代化資金利子補給金
10.56	
	曲光パスルが ひてけっ ももの ひ
10.67	農業近代化資金利子補給金
No.70	佐倉市林業振興事業補助金

Ν	lo.71	佐倉市淡水魚貝類資源確保対策事業補助金
N	lo.73	佐倉市商工会議所事業補助金
Ν	o.75	佐倉市企業誘致助成金
1	0.80	社団法人佐倉市観光協会事業補助金
Ν	lo.109) 佐倉市私立幼稚園振興事業補助金
	L	
Ν	o.115	5 佐倉市体育協会補助金

2. 補助金等交付基準に関するもの

①交付期間

補助事業の効果や必要性の見直しを定期的に行う観点から、補助金の交付期間については3年を期限とするとともに、3年ごとに補助金検討委員会を開催しています。しかしながら、補助金の中には、政策的な判断を伴うものもあり、基本的には市長の任期と同じ4年間の成果値をもって指標とすることが適当であると思われます。

②補助対象経費

補助金の対象経費の規定が不十分です。特に、団体への補助金については、その対象経費の中に食糧費が含まれているケースがありますが、その金額や可否については、判断基準を設ける必要があると思われます。

③共通基準

④分類別交付基準

補助率については2分の1以内を原則としますが、平成23年度の意見書では、施策の推進上、これを超える場合も認めている一方で、その妥当性が理解できるよう、金額の根拠も含めて、明確にすべきと述べられていますので、市民に対する説明をしっかりと行う必要があります。

3. 手続き等に関するもの

①補助金交付申請書・実績報告書に関するもの

団体への補助金について、団体から提出される実績報告書を見ただけでは、支出内容がわかりにくいものがあり、市の予算科目(需要費、役務費、委託料など)を参考とした費目の分類方法を検討する必要があります。

②補助事業計画書・成果報告書

前回の意見書においても言及されているとおり、事業計画書・成果報告書等については、市 民にとってより分かりやすいものとなるよう、様式について更なる工夫が必要です。

Ⅳ 今後のあり方

少子高齢化により生産年齢人口の減少が見込まれる中、将来的には税収の減は避けて通れない課題となっています。これを踏まえ、平成25年度の市税の決算額を100とし、100を割り込んでいった場合は、補助金の支出を見直す基準を作成するなど、歳入に見合った補助金行政のあり方を検討してください。